平成２７年（フ）第９７２０号
東京都練馬区関町南３丁目14―７―105
債務者　関谷　恭広
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９５０号
東京都足立区加平１丁目９―８―303
債務者　伊原　智鶴（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６０号
静岡県島田市高砂町6918番地の５
債務者　小椋　　忠
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６２４号
静岡市駿河区中吉田39番16号　エクセル山本202号
債務者　鈴木　康哲
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６３８号
静岡市駿河区八幡３丁目10番16号　アンプルミエ102号、旧住所さいたま市見沼区東大宮１丁目73番地１　プレミアメゾン105
債務者　永井美由希
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午前10時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６４１号
静岡市駿河区高松3036番地の５　シーブリーズＡ102号、旧住所静岡市清水区堂林２丁目６番16号
債務者　西澤　　実
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６４２号
静岡市駿河区高松3036番地の５　シーブリーズＡ102号、旧住所静岡市清水区堂林２丁目６番16号
債務者　西澤美智江
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２９号
愛媛県大洲市徳森2353番地50　熊田アパート西101
債務者　小笠原広美
1　決定年月日時　平成27年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午前11時
松山地方裁判所大洲支部

平成２７年（フ）第６５３号
静岡市清水区八木間町447番地の10
債務者　臼井　千明
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５６号
沖縄県宜野湾市宜野湾２丁目１番36―201号　メゾングランピア
債務者　金村　正廣
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第６５号
福島県耶麻郡猪苗代町大字蚕養字北門甲24番地２
破産者　Ｒ・Ｋプレシジョン株式会社
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
福島県耶麻郡西会津町野沢字上條道西甲120番地
破産者　株式会社大成住宅産業
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
千葉県茂原市茂原247番地１（エクセルあかね102）、開始決定時の住所千葉県茂原市東郷1373番地
破産者　大谷　元晴
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第１００１号
東京都中央区築地５丁目２番１号
破産者　有限会社虎吉商店
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９号
神奈川県厚木市酒井2544番地３
破産者　株式会社トーコーサービス
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２７号
相模原市南区新戸1936番地１
破産者　株式会社藤國コーポレーション
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所相模原支部